

平成 10 年 11 月 6 日

経済戦略会議への提言

社団法人 関西経済連合会

経済戦略会議は、発足後短期間に活発な討議を重ねられ、すでに短期経済政策への緊急提言を発表されるなど精力的に活動を行っている。われわれは、経済戦略会議が今後取りまとめる提言において、①景気回復にインパクトのある戦略、②国民に夢を与える戦略、③将来を展望した先行投資型の戦略、が打ち出されることを期待する。

戦略の策定と実行に際しては、「官と民」および「国と地方」の役割分担を明確にしたうえで、官・民、国・地方が協力していくことが必要である。そのためにも、消費者や住民のニーズをより的確に反映できる民間や地方が活力と個性を発揮できるような環境整備が重要である。

以上のような観点から、国民のニーズが高く経済効果も大きい住宅の整備、これから発展を先導する都市と産業の基盤整備、住民ニーズを汲んだ行政サービスを行うための地方の自立について提言する。

わが国経済の再生に世界、特にアジア諸国は注目しており、経済戦略会議の提言に大きな期待が寄せられている。われわれは、日本経済の復活がアジアの再生、そして安定化に結びつくものと確信している。

1. 良質な住宅の充実

基本的な生活要素のなかでいま国民が求めているのは住宅である。生活大国構想以後、政府は持ち家政策を積極的に推進し量的な充足は得たものの、個人生活の多様化に対応し、ライフサイクルに応じた良質な生活空間の確保にはまだ十分とはいえない。広さだけでなく機能的にも質の高い住宅が求められている。

一方、バブル崩壊後、住宅取得者は一様に資産価値の低下に直面し、住宅ローン残高が資産価値を上回るようなケースもあり、また雇用を含めた将来に対する不安等から新規取得だけでなく、最も潜在需要のある建替え需要についても顕在化できていない。

住宅に対する投資は内需拡大に効果的であり、相当な雇用も創出され、国民生活の

眞の豊かさにつながることが期待できる。持ち家か借家か、新規か買い替え（あるいは建替え）かにかかわらず、優良な住宅ストックを整備、蓄積していくことを目標にすべきである。良質な住宅の整備促進は、短期的には個人の資産形成への支援であるが、将来的には良質な社会ストックの整備につながるものである。この際、重点的かつ思い切った対策を打ち出し、実行すべきである。

- ① 住宅取得促進税制については、ローンの有無にかかわらず、住宅取得価格の1%を10年間もしくは2%を5年間(いずれも合計10%)税額控除。
- ② 住宅取得資金にかかる親子間の贈与について、非課税の特例を2,000万円程度（現行300万円）まで大幅に拡大。
- ③ 永住型の貸家（面積90m²超）を促進するため、家賃の一定割合の所得控除制度の創設。
- ④ 定期借地権の活用や定期借家権の創設による良質な住宅供給の促進とそのための優遇税制等の整備。
- ⑤ 高齢者仕様（バリアフリー）住宅に対する優遇措置、高齢者の居住用資産の買い替え特例、リバースモーゲージ制度の活用。

2. 発展基盤への重点投資

短期的な内需拡大策とともに、将来の発展につなげるため、国際ハブ空港をはじめ全国規模の基幹的社会資本に加えて、特に、経済戦略としては一国の活力の源泉である都市と産業の基盤整備に重点投資することが重要である。予算配分に際しては、従来の各省庁別・事業別に固定化されたシェアにとらわれず、省庁横断的な検討を行い、事業を選別・重点化すべきである。

(1)都市の再生

バブル崩壊以降、都市の沈滞がとりわけ顕著になってきており、景気低迷長期化の主因となっている。職・住・学・遊など多様な機能をもち、新しいものを生み出す都市の活力を高めることは喫緊の課題である。

- ① 良質な住宅の充実と合わせ、都市圏の交通インフラ、オープンスペース、次世代都市施設、電線地中化・共同溝の整備など良好なストック累積型の都市環境の整備。
- ② 大都市圏の産業再活性化を阻害している工場等制限法をはじめ工場3法は、速やかに撤廃・緩和。

- ③ 都心部の高層化のため、日影規制の緩和、高度利用の推進、余剰容積率売買の自由化などの規制緩和。
- ④ 密集市街地等の改善を図るため都市再開発、区画整理等の面的整備の促進。公共部門が計画道路用地や不良債権化している用地等を買取り、公共空間として有効活用。
- ⑤ 高齢者が都市で安心して暮らせるため、多様なライフサポート・サービスが提供できるよう老人ホームや在宅サービス施設などの整備。

(2) 産業基盤の強化

産業の高度化や新産業創出の共通基盤として、情報通信インフラ投資と研究開発投資の促進が不可欠である。サプライサイドを刺激する対策は、減税など内需拡大策とあいまって景気回復から次代の発展につながることが期待できる。

- ① 全国的な情報通信基盤として、超高速光ファイバーネットワークの整備
- ② 需要創出効果や利便性向上の観点から、国民・企業が基幹的な施設等に容易にアクセスできるよう受送信機器など各端末の設置の促進。
- ③ 企業の研究開発投資を促進するため、技術革新・情報通信関連投資に対する優遇税制（税額控除、特別償却）などの充実・強化。

(3) 公共事業の効率化・透明化

公共事業の推進にあたっては、効率性・透明性を高め、競争原理を導入して市場性を持たせることが重要である。

- ① 事前評価・事後評価制度の早期導入など費用対効果分析を積極的に活用。
- ② 入札発注方式の見直しなどにより事業コストの低減や期間短縮。
- ③ 安全・環境に配慮しつつ、建築基準の性能規定化、審査、認定手続きの簡素化。

なお、PFI事業は、コストの削減効果だけでなく、官民の役割・責任分担を明確にし、公共事業の透明化、行政のスリム化・高度化を図る目的がある。従来型公共事業や第3セクター方式の単なる置き換えではなく、行財政改革の一環として活用すべきである。

3. 地方の自立

日本経済再生のためには、地方分権を強力に進め、地方が自立し、活力と個性を發揮することが不可欠である。地方分権は地域間競争を促進し経済・社会を活性化する。良質な住宅や都市環境の整備という課題も、基本は地域住民のニーズへの的確な対応

であり、地方分権が実現すれば地域ニーズに合った効果的・効率的な政策を実行することができる。「補完性 (subsidiarity) の原理」を透徹し、地域政策は地方が担い、国の役割は地方では担うことのできない役割に限定すべきである。

一方、地方の側も、何ごとも国に依存するのではなく、自らの財源を基に政策的に公共サービスの量・質を決定するという意識改革が必要である。地方自治体は業務効率化、広域行政等を一層推進して重要政策に重点的に取り組む体制を確立すべきである。

(1) 地方行革の推進

地方財政は危機的な状況にある。地方自治体は業務のアウトソーシングと人員削減、政策評価システムの導入とこれに基づく行政改善、財政のディスクロージャーなど、行政改革を思い切って進めるべきである。国も、地方公務員法の見直しなど地方行革を促進するための環境整備をすべきである。なお、地方行政効率化について、例えばドイツのKGSt（自治体行政簡素化機構）のような、行政の分析、評価、情報提供、助言を行なう支援機関の設立が望まれる。

(2) 地方財政基盤の確立

地方の自立性を確保し、財政責任を明確化するために、補助金・交付税制度を段階的に廃止するとともに、地方の税源と課税自主権を大幅に強化すべきである。国と地方の税源の配分や交付税制度に代わる新たな財政調整システムについて、国・地方を通じた税財政のあり方を検討できる首相直属の機関において、早急に検討を開始すべきである。

(3) 広域連携・広域行政の推進

地方自治体はいわゆるフルセット主義を排するとともに、住民の生活圏や企業の事業活動の広域化に対応した施策を行なうことが必要である。関西では、広域連携の新たな枠組みである「関西協議会」の来春設立に官民協力して取り組んでいる。各地域においても広域連携の取り組みが広がることを期待する。また、市町村合併の推進、広域連合の活用促進について、国・都道府県・市町村それぞれが真剣に取り組むべきである。

以上